

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 国が国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

規定の趣旨

- 旅費法の目的を定める規定。
- 旅費法は、①旅費について諸般の基準を定めること、②公務の円滑な運営に資すること、③国費の適正な支出を図ること、を目的としている。

（注）各法令等の略称

- 旅費法 : 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）
- 旅費法施行令 : 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）
- 旅費法省令 : 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）
- 運用方針 : 国家公務員等の旅費に関する法律等の運用方針について（令和6年12月20日付財計第4707号）

用語の意義（第2条）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 各庁の長 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁をいう。
- 二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。次号及び次条第二項において同じ。）における旅行をいう。
- 三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 四 出張 職員が公務のため一時その在勤官署（常時勤務する在勤官署のない場合又は各庁の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 五 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。
- 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- 七 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 八 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の政令で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、国と旅行役務提供契約（旅行業者等が国に対して旅行に係る役務その他の政令で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、国が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第八項において同じ。）を締結したものをいう。

規定の趣旨

- 旅費法において用いられる用語を定義する規定。

<第4号>

- 出発地に職員の自宅等も含まれる（旅行命令権者が認める場合に限る。）ため、当該自宅等発による旅費の計算・支給も可能となっている。なお、自宅等着の場合も同様である。

【参考】運用方針 法第2条関係

法第2条関係

職員が在勤官署の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

旅費の支給（第3条） 1/2

（旅費の支給）

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び第四号並びに次項において「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は政令で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

八 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条の規定により休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条各号若しくは第八十二条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法律に特別の定めがある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6～8 （略）

規定の趣旨

- 旅費の支給根拠を定める規定。

<第1項>

- 新規採用者が採用発令に伴い在勤官署に旅行した場合には、当該者を職員と、当該旅行を赴任とみなすことができる。〔運用方針法第3条関係第1項2〕

旅費の支給（第3条） 2/2

（旅費の支給）

第三条 （略）

2～5 （略）

- 6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他政令で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他政令で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、国が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

規定の趣旨

<第6項>

- 旅行の中止等に伴うキャンセル料の支給要件及び支給内容を規定している。

<第8項>

- 旅行者が旅行役務提供者（各府省等と契約する旅行代理店等）を利用した場合には、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対して旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行代理店等からの直接請求・受領を認めている。

【参考】運用方針 法第3条関係

法第3条関係

第1項

- 1 職員で他の職務の級の者（内閣総理大臣等又は指定職職員等である場合には、当該者をいう。以下同じ。）を兼ねる者が、その兼ねる職務の級の者として旅行した場合には、当該者相当の旅費を支給するものとする。
- 2 職員としての採用を予定されている者がその発令に伴い在勤官署に旅行した場合には、当該者を職員と、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。

旅行命令等（第4条）

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

- 一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に財務省令で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

規定の趣旨

- 旅行命令等の手続等について定める規定。

<第2項・第3項>

- 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする場合には、旅行が法第6条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。〔運用方針法第4条関係第2項及び第3項〕

【参考】運用方針 法第4条関係

法第4条関係

第1項

- 1 各庁の長は、旅行命令等を発する権限を委任する場合には、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する委員会及び庁、第7条第1項に規定する内部部局、第8条から第8条の3までに規定する機関並びに第9条に規定する地方支分部局又はこれらに準ずるものの長のうちから行うものとする。
- 2 旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、その事務の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ各庁の長の承認を得て、更にこれを再委任することができる。
- 3 各庁の長は、2の承認をするに当たっては、法第4条第2項に規定する旅行命令等を発する要件について適切に判断できる者であることを確認の上これを行うものとする。
- 4 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、旅行命令等を発する権限を委任し又は再委任した場合には、当該委任又は再委任を受けた者の官職を、支出負担行為認証官、支出負担行為担当官及び支出官等に通知するものとする。
- 5 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、旅行命令等を発する権限の委任又は再委任を受けた者に事故がある場合には、臨時に他の職員をして、その事務を行わせることができるものとする。

第2項

「電信、電話、郵便等の通信による連絡手段」には、オンライン会議等を含むものとする。

第2項及び第3項

旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする場合には、旅行が法第6条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。

第4項及び第5項

- 1 旅行命令権者は、旅行命令簿等に規程第6条第1項から第3項までに定める事項を記載又は記録することなく旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録しなければならないものとする。
- 2 1の場合において、旅行命令簿等に1に規定する事項を記載又は記録しないうちに旅行命令等の変更をしたときには、当該変更をした旅行命令等に基づいて当該事項を記載又は記録すれば足り、規程第6条第4項の規定を除くほか、変更前の旅行命令等に基づく当該事項は記載又は記録しないことができるものとする。

旅行命令等に従わない旅行（第5条）

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

規定の趣旨

- 旅行命令等に従わない旅行を定める規定。

<第3項>

- 「旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費」とは、単に同一の経路であれば対象となるのではなく、旅行命令等で求められた公務の達成状況やそのための経路等の変更の合理性等を踏まえて総合的に判断されることとなる。

旅費の計算（第6条）

（旅費の計算）

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして政令で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

規定の趣旨

- 旅費の計算原則を定める規定。
- 「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、当該旅行に係る旅費の総額や旅行者の移動に係る時間コスト等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものをいう。〔運用方針法第6条関係〕

【参考】運用方針 法第6条関係

法第6条関係

「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間コスト等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものをいう。

旅費の請求手続（第7条）

（旅費の請求手続）

第七条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十四条第四項に規定する支出官（同法第四十六条の三第一項の規定により支出官の事務を代理する職員及び同法第四十八条第一項の規定により支出官の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員を含む。）又は同法第十七条の規定により資金の交付を受ける職員であつて当該旅費若しくは当該金額の支払をする者（以下この条並びに第十条第一項及び第二項において「支出官等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出官等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出官等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、財務省令で定める。

規定の趣旨

- 旅費の請求手続を定める規定。

旅費の調整（第8条）

（旅費の調整）

第八条 各庁の長は、旅行者が国以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

規定の趣旨

- 旅費の減額調整又は増額調整を定める規定。

<第1項>

- 減額調整の例として、旅行者が公用の宿泊施設等を無料で利用して旅行したため宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合に当該額の一部又は全部を不支給とすること等がある。〔運用方針法第8条関係第1項2(2)〕

【参考】運用方針 法第8条関係

法第8条関係

第1項

- 1 「この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、法の規定どおりの旅費を支給することが法の趣旨に照らして適当でない場合をいう。
- 2 次の(1)及び(2)に規定する場合において、各庁の長は、当該(1)及び(2)に規定する旅費の調整を行うものとする。
 - (1) 職員の職務の級（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等である場合には、その官職）が遡って変更された場合において、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められるときには、その変更に伴う旅費の額の増減は、これを行わないものとする。
 - (2) 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため規程別表第3で定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の一部又は全部を支給しないものとする。

旅費の特例（第9条）

（旅費の特例）

第九条 各庁の長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各庁の長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

規定の趣旨

- 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）に規定する帰郷旅費について、国家公務員にも支給する旨を定める規定。

旅費の返納（第10条）

（旅費の返納）

第十条 支出官等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出官等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、財務省令で定める。

規定の趣旨

- 旅費法令の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とすることを定める規定。

財務大臣の監督（第11条）

（財務大臣の監督）

第十一条 財務大臣は、この法律の適正な執行を確保するため、各庁の長に対して、この法律の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの法律の執行について必要な措置を求めることができる。

規定の趣旨

- 財務大臣の監督を定める規定。
- 実地監査については、旅費の不正受給があった場合等に必要に応じて行うことを想定しており、定期的に実地監査を行うことは想定していない。
- 実地監査の方法は、必ずしも対面によるものに限っているわけではなく、法の執行状況等を十分把握することができ、かつ、相手方との見解及び認識の齟齬が生じないと判断した場合には、オンライン会議、電話、郵便等の通信による連絡手段を利用する方法によっても行うことができる。〔運用方針法第11条関係〕

【参考】運用方針 法第11条関係

法第11条関係

実地監査は、オンライン会議等の電信、電話、郵便等の通信による連絡手段を利用する方法によっても、法の執行状況等を十分把握することができ、かつ、相手方との見解及び認識の齟齬が生じないと判断した場合には、当該方法により行うことができるものとする。

財務省令への委任（第12条）

（財務省令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による旅費の支給の手続その他この法律の実施のため必要な事項は、財務省令で定める。

規定の趣旨

- 旅費法の実施のため必要な事項を、旅費法省令に委任する規定。